

# 法学研究科 自己点検・評価報告書

## 1-1 理念・目的

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(理念・目的等) ○研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性</p>	<p>・現状 本学において、大学院は学術研究活動の重要な拠点と位置付けられている。21世紀を迎え、社会経済の激しい変化と学術研究の著しい進歩・発展に伴い、大学院の重要性が認識されるとともに、そのあり方が見直されようとしている。社会の多様な要請に応えるため、大学院には、学術基礎研究の推進、学術研究の高度化、優れた研究者の養成、先端的・現代的分野の研究、高度専門職業人の養成等、多様ないし複眼的な目的が求められている。このような目的を果たすための教育・研究計画を策定し、それを実施してゆくことが、法学研究科に課された最重要課題である。</p> <p>・長所 本学の建学精神を体し、「地球市民」としての法律家・法学者の育成に目標を設定している。</p> <p>・問題点 現在のところ、教員個人による教育に力点が置かれていて、共同して院生を育てる体制が十分に整えられていない。</p>	<p>・法学研究科博士前期課程は研究者の養成とともに高度専門職業人を養成すること（専門職養成）を目的とし、博士後期課程ではもっぱら高度の研究機能を有する研究者の養成を目的とする。このような目的を果たすためには、開かれた研究体制の確立と幅広い人材を集めることが必須であり、そのような体制の下で従来からの指導体制を基礎としつ、カリキュラム等FD委員会において、専修コースの改革や英語講義によるコースの新設など、新たな教育研究計画の策定を進めている。</p> <p>・上記の目的実現をさらに強力に推進してゆくために、法研において特定課題プロジェクトを創設するとともに、副指導教員制を導入した。共同研究の活性化とともに、複数の教員が連携して、院生の教育・人材養成にあたる体制を推進している。</p>
<p>○研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性</p>	<p>・現状 各研究科シラバス，大学院便覧，明治大学大学院ガイドブック，大学院学生募集要項，HP，等へ掲載しており、十分に広く周知できていると考える。</p> <p>・長所 明治14年の明治法律学校建学の精神との連続性が自覚的に浸透している。在校生のみならず，社会一般に対して，周知している。2009年度大学院学生募集要項（2008年度作成）より，大学院進学を考えている学生に対しても，掲載し，周知している。</p> <p>・問題点</p>	
<p>(理念・目的等の検証) ・研究科等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況</p>	<p>・現状 院生の現状認識や要求事項を汲みとるため、授業評価アンケートを実施するほか、カリキュラム等・FD委員会及び院生協議会との意見交換会や、就職動向調査などを行っている。</p> <p>・長所 院生アンケート調査に基づき、院生協議会との会合では、率直で活発な意見交換がなされ、</p>	

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
	<p>また、懇親会や就職懇談会などを通して、研究科の理念・目標の検証が行われている。</p> <p>・問題点</p>	

## 1-2 理念・目的に基づいた特色ある取組み

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
理念・目的に基づいた特色ある取組み	<p>・現状 法学研究科独自の特色ある取組・活動は、現状では実施されていない。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点</p>	カリキュラム等FD委員会において、特色ある取組あるいは独自の活動について、具体案の策定に取り組んでいる。

## 2 教育研究組織

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○大学院研究科などの組織構成と理念・目的等との関連	<p>法学研究科は、優れた法学研究者と、高度専門職業人の育成という二つの目的に対応して、博士前期課程に公法学専攻と民事法学専攻の2専攻を含む、「法学研究コース」と「法学専修コース」の2コースを設置している。前者が法学研究者を目指すコースであり、後者が高度専門職業人を目指すコースにあたる。</p>	
・当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況	<p>・現状 大学院には、「学術基礎研究の推進、学術研究の高度化、優れた研究者の養成、先端的・現代的分野の研究」に対応するため、「法学研究コース」を置き、各分野に業績のある専任教員ないし講師を配置している。また、「高度専門職業人の養成等」を目的とした「法学専修コース」を設置し、「多様な複眼的な目的」に応じた組織構成を行っている。授業評価アンケートや院生協議会との協議を通して、その妥当性の検証に努めている。</p> <p>・長所 博士前期課程終了後、専門職や一般企業に就職するなど多様な進路展開が見られ、後期課程修了後、課程博士の学位を取得する院生も徐々に増加しつつある。</p> <p>・問題点 「法学専修コース」の在籍者数が僅かである</p>	<p>・問題点に対する改善方策 特に、専修コースについて、入試制度・カリキュラムなど、全面的な改定作業を進めている。</p>

## 3 教育内容・方法等

(1) 学士課程の教育内容・方法 (略)

(2) 修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法

① 教育課程等

大学院研究科の教育課程に関する目標		
<p>社会の多様な要請に応えるため、大学院には、学術基礎研究の推進、学術研究の高度化、優れた研究者の養成、先端的・現代的分野の研究、高度専門職業人の養成等、多様な複眼的な目的が求められている。このような目的を果たすための教育・研究計画を策定し、それを実施してゆくことが、法学研究科に課された最重要課題である。法学研究科は、本学の建学精神を体し、「地球市民」としての法律家・法学者の育成に目標を設定している。</p> <p>上記の目的を達成する手段を充実させるため、法学研究コースのほかに、主として社会人を対象とする法学専修コースが、2003 年度に新たに設けられ実施されている。</p> <p>法学研究科博士前期課程(2 年)は、研究者の養成とともに高度専門職業人を養成すること(専門職養成)を目的とし、博士後期課程(3 年)ではもっぱら高度の研究能力を有する研究者の養成を目的とする。このような目的を果たすためには、開かれた研究体制の確立と幅広い人材を集めることが必須であり、そのような体制の下で従来からの指導体制を基礎としつつ、新たに必要教育研究計画を策定し、それを実施してゆく。</p> <p>なお、2004 年度に法科大学院が設置されたが、法科大学院は、法曹養成に特化した実践的教育を行う専門職大学院であるのに対し、既存の法学研究科は、法学研究者養成をその主たる目的としている。したがって、両者はその目的を異にしており、それぞれの目的達成に向けて努力することが望まれている。しかし同時に、両者はその目的追求の過程で相互に重なり合い、交差する課題を少なからず共有しており、法科大学院から後期課程への進学の道も現に開かれている。そこで、両者が相互に連携することが必要であろう。例えば、創造的な思考力を備えた優れた法曹を養成するためにも、法科大学院の学生に、法学研究科に設置されている授業科目の履修の機会を与えるようにしたい。具体的には、法科大学院の学生が、法学研究科の授業科目を、法科大学院の選択科目として履修できる、というような形がのぞましい。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連	<p>・現状</p> <p>学校教育法 99 条との関連については、前述した。大学院設置基準 3 条 1 項は、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うことを目的とする。」と規定している。この目的を実現するための教育課程として博士前期課程に公法学専攻と民事法学専攻が設けられ、さらにそれぞれに法学研究コースと法学専修コースとが設置されている。また、設置基準 4 条 1 項は、「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度の専門的な業務に従事するために必要高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と規定している。この目的を達成するために博士後期課程に公法学専攻と民事法学専攻が設けられ、研究者養成のための指導が行われている。</p> <p>博士前期課程では、演習の授業が設けられ、そこではとりわけ修士論文作成のための指導が行われている。学生は、教員とのやり取りを通じて、テーマの選定、文献の収集、研究発表を行い、また教員や他の受講者との討議を繰り返し、さらには教員による修論原稿の添削を受けるなどの過程を経て修士論文を仕上げている。</p> <p>博士後期課程では、課程博士論文作成につき「学位(課程博士)授与促進のための方策」と題する指針を学生</p>	<p>・社会の多様な要請に応えつつ、高度な専門的職業人、優れた研究者を養成するための教育・研究体制の確立に向けて研究プロジェクト構想や特定課題プロジェクト構想を実施しており、今後この中に院生を組み込み、継続的な研究成果を生み出してゆくプロセスが重要である。</p> <p>博士前期課程の目的を達成するために設置された教育課程を実施するとともに、特定課題プロジェクトを設置し、博士前期課程における教育にも活用する。</p>

	<p>に提示し、論文執筆のプロセスを明確化して、これに従って学位論文作成を指導している。その内容はあらかし次のようなものである。学生は、後期課程に入学後1年次の末に、論文作成計画書を指導教員に提出し、さらに副指導教員を決定する。2年次の末に「中間報告」を指導教員と副指導教員に提出する。この報告に基づき、3年次の前期中に公開報告を行う。3年次の8月末までに「学位請求論文」を提出する。なお、後期課程の「講義」は論文執筆指導時間に充当し、また学位論文完成に至る中間作業として、大学院紀要(法学研究科論集)に論文を執筆させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点 教育・研究のシステムはほぼ出来上がっているが、これをさらに有効に活用させるための工夫が必要である。</li> </ul>	
<p>○「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 法科大学院の新設に伴い、従来の国家試験コース・法曹養成コースは募集停止となり、2003年度より法学専修コースが設けられた。これにより、法学研究コースは、研究者養成としての目的が一層明確化し、また法学専修コースは、特定課題研究を専修することにより、専門性を有する職業等に必要の能力の養成に特化されている。</li> <li>・問題点 教員数が少ないため、法学専修コースの設置科目数が十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の補充が実現されるまで、当面は法学研究コースの科目を法学専修コースの学生に履修させるなどして対応する。</li> </ul>
<p>○「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 博士論文作成の指導ということが博士後期課程における重要な課題となっているが、この指導を通じておのずと高度の研究能力が養成されることになる。また、博士論文作成に至る準備段階として紀要(法学研究科論集)論文の作成も指導している。</li> <li>近時、研究者養成型助手制度が軌道に乗りつつあり、博士論文作成への意欲が高まっている。</li> <li>・問題点 論文作成後の研究ポストが限られており、この点の改善策が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独創性と豊かな学識を養うためには、プロジェクト研究への参加や特定課題プロジェクトの活用なども必要となる。</li> </ul>
<p>○ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 学部教育における幅広い教養の修得と法律学についての十分な知識の習得を踏まえることが、法学研究科における法学研究の前提となっている。しかし、学部教育においては多様な要請に応えることも必要であり、さらに法科大学院の新設に伴い、また法科大学院からの学部教育への強い要請もある中で、法学研究科としては、学部教育に対して何を求めてゆくかということが問われている。法学研究科では、学部との一貫教育を推進するため、学部生による博士前期課程授業の履修制度を導入した(2006年度から実施)。</li> <li>・問題点 法学研究科には独自の権限(とくに教員の人事権)や予算など、アイデアやプランがあっても実現できないという制度上の制約がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法学研究科に進学し、法学研究を志す者は、一般的な教養は勿論、法律学についての一般的な知識の修得のみならず、物事についての鋭い洞察力、旺盛な探究心といったものが必要不可欠である。そこで、学部教育においては、少人数教育における個別指導、とりわけ論証能力、コミュニケーション能力、論文作成能力の涵養などを求めることが必要となる。</li> <li>・与えられた状況のもとで、創意工夫を凝らして戦略的に対応する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学問が多様化し、専門領域も分化している中で、指導教員制度の有効活用のみでは、必ずしも十分な教育内容を提供できない場合もある。首都圏コンソーシアムの活用なども重要であろうし、副指導教員制の活用なども有用であろう。</li> </ul>
○ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 博士前期課程と博士後期課程との教育内容については、とりわけ博士後期課程への進学コースである法学研究コースの教育内容が問題となるであろう。そこでは、一貫性・連続性が要請されているが、このことはいわゆる指導教員制度を円滑に運用することによって実現されている。</li> <li>・問題点 博士後期課程への進学を希望していても、後期入試（外国語2ヶ国語）に合格できない者が相当数、見出される。博士前期課程中に語学力を如何に習得させるかが課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博士前期課程では、外書講読の授業を充実させる方向で検討している。</li> </ul>
○ 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 法学研究科では、上述した「課程博士の学位授与の促進のための方策」策定し、2008年度には「博士学位取得のためのガイドライン」を作成し学位授与に向けた指導が実施されている。また、研究者養成型助手制度を活用し、学位論文作成のための指導と、ポスドクや助教制度と有機的に関連させていくことが重要である。</li> <li>・問題点 上述したように、学位取得後の研究ポストの改善が問題となっている。</li> </ul>	
○ 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状</li> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	

### 授業形態と単位に関する目標

法学研究科における授業は、講義と演習からなる。講義は、基本的に複数の院生に対する教員の講義と質疑応答によって進められ、内容の理解度と講義への取組度を勘案して単位の認定が行われる。これに対して演習は、単独ないし少数の院生を対象とし、院生の個別的な問題関心に対応し、院生の研究報告とそれに対する教員の研究指導によって進められ、研究内容の進展と到達度を勘案して、単位認定することが行われる。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 各授業科目の内容・履修形態および単位認定方法については、各教員の裁量に委ねられている。</li> <li>・長所 各院生の理解度や研究意欲に柔軟に対応し、各教員の個性的な指導が期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副指導教員制の導入により、いわゆる「タコ壺型」指導体制からの脱却が図られている。</li> </ul>

・問題点 教員の指導内容や方法の適切公正さが十分に担保されていない。

**単位互換，単位認定等に関する目標**

法学研究科において、学生の希望するすべての科目を揃えることは不可能である。そのため他大学との単位互換制度は必要不可欠であり、現在実施している。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 法学研究科では、首都大学院コンソーシアム学術交流の趣旨に賛同し、協定聴講生及び協定研究生の受入れ及び派遣を2003年度より実施した。これに伴い、協定校との間で単位互換も行われることになった。2005年度は、院生2名が他大学大学院の講義を聴講した。下記の表を参照のこと。</li> <li>・長所 単位互換協定により、研究科に設置されていない科目で、学生自身の研究テーマに即した科目を履修することができる。</li> <li>・問題点 首都大学院コンソーシアム学術交流の制度が実施されているが、現状ではこの制度が十分に活用されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・院生にこの制度の活用を促し、またこの制度の運用に当たっての問題点を検討する</li> </ul>

[締結している単位互換協定]

締結先大学等名称	締結年月日
首都大学院コンソーシアム	2003年4月1日

[単位互換協定に基づく単位認定の状況]

学科	認定人数	認定単位数		一人あたり平均認定単位数
		専門科目	専門以外	

**社会人学生，外国人留学生等への教育上の配慮に関する目標**

社会人の教育の場合、とくにカリキュラムの設置時間帯に配慮する必要がある。また修士論文の執筆に関しても、特別の指導が必要となる。また外国人留学生の場合、学習条件の整備や、論文指導に力を入れることが大切である。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 社会人，外国人留学生に対する教育課程編成，教育研究指導への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 2003年度に昼夜開講制の法学専修コースが開設され、社会人を受入れることになった。外国人留学生については、従来の東アジア圏以外からの留学生も増えつつある。</li> <li>・問題点 法学専修コースの社会人に対する授業時間の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の補充を要求するとともに、留学生問題については、特に日本法の研究・学習を目指す留学生の受け入れ体制を確立することなどを考えている。</li> </ul>

	配慮が必要だが、教員数が不足しており、十分な対応ができていない。留学生については、受け入れのための環境の改善が問題となっている。	
--	--	--

**独立大学院等の教育課程に関する目標**

--	--	--

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
・学部基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状</li> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	

**「連携大学院」の教育課程に関する目標**

--	--	--

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状</li> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	

**②教育方法等**

**教育効果の測定に関する目標**

教育効果を客観的に判断するためには、学会報告や論文発表が求められる。但し当然それらの準備段階があり、そうしたステップを一つ一つ登るように指導することが肝要である。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 社会科学、とりわけ法学研究を志す院生を指導する際、その効果を測定するための方法が適切であるか否かを測る客観的な「物差し」は存在しないというべきかもしれない。それゆえ指導は、修士論文→研究論文・学会報告→博士論文という具合に一連の研究成果として具体的に実現されるまでの全過程と捉える必要があり、この過程で指導方法の適切性も検証される。</li> <li>・長所</li> <li>・問題点 上述の院生に対する研究方法・研究課題の設定なども含めた具体的な「指導」は、基本的には個々の指導教員が各院生との対話の中で行われている。指導教員の指導に客観性を欠くこともあ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副指導教員制を活用するとともに、後述の現状でも導入可能な「緩やかなFD制度」(公法学・民事法学・基礎法学など、専攻領域毎に教員の意見交換の場を設定)を検討している。</li> </ul>

	り得るということが、「副始動教員制」を導入するまでは想定されてこなかった。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>修士課程，博士課程，専門職学位修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況</li> <li>大学教員，研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状 2007年度の博士前期課程修了者は32名であったが、このうち、3名が後期課程及び法科大学院に進学、後期課程への進学希望（浪人）者5名、市役所職員4名、裁判所事務官・国税局各1名、教職2名、その他民間企業への就職者であった。また、後期課程修了者からは、2名が大学教員として採用された。</li> <li>長所 大学教員への採用状況は、この数年、毎年2名程度で、継続的な採用が続いており、公務員・民間企業への輩出も順調である。</li> <li>問題点 博士前期課程の語学強化のためカリキュラム等の見直しが必要である。後期課程進学のための入試（外国語2科目）をクリアできないため、博士後期課程への進学希望者の浪人率が高いため語学強化が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>博士前期課程における語学強化をはかるため、ドイツ人教員による講義を新設した。他の外国語についても順次、講義の充実を図っていく。</li> </ul>

### 成績評価法に関する目標

現在レポート、授業における平常点などを基礎にして評価している。今後学会発表や学会誌への投稿等も加点してゆくことが考えられる。

点検・評価項目	現状（評価）	問題点に対する改善方策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性</li> <li>○ 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状 基本的には指導教員の裁量に委ねられているが、副指導教員の補佐によって、公正かつ適切に運用されている。</li> <li>問題点 授業以外の検証方法がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題点に対する改善方策 研究会・学会での報告や論文投稿を促進し、成績評価へ加味する方向で検討する。</li> </ul>

### 研究指導等に関する目標

慣行として、各教員の教育・研究指導については、教員個人の責任とされている。このためこうした方法をただちに変更することは考えにくい。問題を抱える教員に対しては、研究科執行部がまず対応し改善する。

点検・評価項目	現状（評価）	問題点に対する改善方策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性</li> <li>○ 学生に対する履修指導の適切性</li> <li>○ 指導教員による個別的な研究指導の充実度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状 一般論として、社会科学を研究対象とする学生を指導する際、指導教員の指導の適切性を測る客観的な物差しは存在しない。法学研究においても同様である。それゆえ、その指導は基本的には学位論文としての成果およびそれに至る全過程と把握する必要がある。</li> <li>長所</li> <li>問題点 上述の如く指導の適切性を測る客観的な物差しがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題点に対する改善方策 学生指導の適切性を担保する方策としての副指導教員制が所期の目的を果たすためには、指導を受ける学生・指導教員・副指導教員の三者が授業等を通じて緊密に意思疎通を図る必要がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数指導制を採用している場合における、教育研究指</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状 大学基準協会からの指摘もあり博士後期課程のみならず博士前期課程にも副指導教員を設置した。両課程の副指導教員ともに主として、研究論</li> </ul>	



<p>導責任の明確化</p> <p>・ 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方法</p>	<p>集の副査担当、研究上の指導を仰いでいる。</p> <p>・長所 学生の相談者が増えることにより従来よりケアを行なってもらえる機会が増えた。</p> <p>・現状 基本的に法学研究科は、指導教員変更を行っていない。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点 臨機応変に柔軟な対応が必要な場合がある。</p>	
--	---	--

**「連携大学院」における研究指導等に関する目標**

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>・「連携大学院」における、体系的な研究指導を確保するための方途の適切性</p>	<p>・現状</p> <p>・長所</p> <p>・問題点</p>	

**教育・研究指導の改善への組織的な取り組み(FD)等に関する目標**

教育・研究指導の改善は、基本的には指導教授に委ねられるが、研究科全体によって、その適切性が担保されねばならない。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>○ 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(ファカルティ・ディベロップメント(FD))およびその有効性</p>	<p>・現状 大学院全体では、大学院長を委員長とする「大学院教育改革推進委員会」を設置し、FDについて取り組む。また、年に数回、院生協議会の代表と、教育・研究環境の向上について、協議の機会を設けている。法学研究科では、学生の研究課題は元来多様であり、学生が何を自己の研究課題とするかは学生が主体的に選定するとの前提に立つ。他方、FDの一環として学生を指導する教員が、たとえば公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組みの中で指導方法についての意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証してみることが重要である。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点 法学研究科では、FDは行われていない。</p>	<p>・問題点に対する改善方策 大学院全体とともに、FD制度の充実を検討している。</p>
<p>○ シラバスの作成とその活用状況</p>	<p>・現状 2009年度シラバス作成にあたり、博士後期課程の記載項目について、博士前期課程(修士課程)のものと揃え成績評価の項目等を加えた。</p> <p>・長所 大学院学生は履修可能なすべての授業の詳細を知ることができる。</p>	<p>2009年度より、学位取得のガイドラインを掲載する予定である。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点 科目・教員により、内容に精粗が見られる。</li> </ul>	
○ 学生による授業評価の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 2008年度に、修了予定者を対象に、授業満足度アンケートを実施した。</li> <li>・長所 2年間で、授業内容にどのような感想を持ったのか、知ることができる。</li> <li>・問題点 対象が修了予定者であり、実際の回答については必ずしも大学院生の真意を汲み取れていない部分が多い。</li> </ul>	
・ 修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 現状では、特にそのような仕組みが無い。</li> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	

### ③国内外における教育・研究交流

国内外における教育・研究交流に関する目標		
<p>法学研究科の教育・研究水準が相対的にどのレベルにあるのか。国内外の研究機関のそれとの比較を通じて、自己の教育・研究水準を客観的に把握することが必要である。国際交流を含む研究交流がそのための有用な方策である。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 国際化への対応については、国際交流センターを通じて個別に行われている。また、他大学の教員・院生との交流を図るために、「特別講義」が実施されている。特別講義は、他大学の教員を招聘し、研究報告をしてもらうと同時に、他大学の院生を交えてテーマについて討議するという方式で実施されており、本学の院生にとっては他大学の教員・院生との交流の場となっており、学問的な刺激を受ける機会として有効に機能している。但し、予算上の理由により実施回数が限定されている。</li> <li>・問題点 国際的な学術交流が教員の個人的なレベルに溜まっており、研究・教育機関との組織的な交流には至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な学術交流、とりわけアジア諸国との学術交流は、留学生の受入れ、研究者の個人的な交流のレベルにとどまるのではなく、共同研究支援体制の構築といったような、より積極的な課題に取り組むべき新たな段階を迎えているため、法学研究科としても、こうした課題について具体的な施策を検討する。</li> </ul>
・ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 国際交流センターを通じて個別に行われている。法学研究科の教員による研究交流は、活発に行われていると言える。しかし教育面では極めて不十分であると言わざるをえない。</li> <li>・問題点 各分野で学会や研究会を通じて実施されているが、組織的な取り組みとしては、前述した特別講義があるが、今後拡大してゆくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的な取組みを検討する。</li> </ul>

<p>・国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況</p>	<p>・現状 国際的なレベルで活躍できる研究者を育成することは、本学大学院に課せられた大きな社会的責任である。</p> <p>大学院においては協定校留学生、認定校留学生制度の他、「ルノー財団国際MBAプログラム、パリテック修士号プログラム、サイクルメジャープログラム」などの制度がある。今後、理系はもとより文系の研究科においても、大学院学生には研究成果を外国語によって発表する必要性が増えるので、大学院全体の共通科目として研究科間共通科目を設置し、国際系科目群では英語による授業を実施している。また学際系科目群では、複数の研究科に複合的横断的に関わる科目を設置している。</p> <p>また、2008年度は、文学研究科の「複眼的日本古代学研究の人材育成プログラム」が大学院教育改革支援プログラム(大学院GP)に採択された。このプログラムは韓国の高麗大、慶北大等との協力のもと、共同授業の実施や研究調査のプログラムを実施する。国内他大学大学院における履修制度については、「首都大学院コンソーシアム」や研究科ごとに締結した、単位互換協定制度がある。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点 派遣については全体的に活発とは言えず、必ずしも積極的に留学を支援する体制になっていない。この点では国際交流が十分に行われているとはいえず、改善が望まれる。国際レベルで活躍する人材の養成を目標に設定している研究科が多いものの、海外からの客員教授招聘や客員教授による講義の実施、国際会議への大学院学生の参加等の状況については、国際交流が活発であるとは言いがたい。研究者の交流については、現状では殆どが、教員の個人レベルにゆだねられており、組織的な取り組みに至っていないので改善が望まれる。首都コンソーシアムについては、全般的にその交流については活発とは言えず、活性化の方策が必要である。</p>	
--------------------------------	---	--

#### ④学位授与・課程修了の認定

学位授与に関する目標		
<p>修士学位の授与は順調であるが、博士学位の授与数は、まだ少ないと言わざるをえない。今後助手を中心にして、課程博士に挑戦してもらうことに力を入れる。また論文博士についても、毎年件数は審査したい。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>○ 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・</p>	<p>・現状 2007年度は、修士学位を取得した者は、33名(公法学25名、民事法学8名)であった。2008年度は、修士学位を取得した者は、名(公法学名、民事法学名)であった。数年連続輩出していた博士学</p>	<p>・修士については、学位授与状況等につき問題はないが、博士については2007年度取得者が0名であったことを</p>

基準の適切性

位を取得した者は残念ながら0名（課程博士0名）であった。修士の学位については、博士前期課程の在学期間を満たし、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格した者につき修士の学位を授与するものとしている。また、法学専修コースについても、修士論文に準ずる論文により修士の学位を授与することとしている。課程博士の学位については、博士後期課程において所定の在学期間を満たし、かつ、研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与するものとしている。論文博士については、論文を提出し、博士の学位を請求した者で、論文の審査および試験に合格し、かつ、専攻学術に関して、課程博士を授与されるものと同程度の学力を有すると確認されたものにも授与することができるものとしている。

2003年度は、博士学位取得者が無かったが、2004年度は4名、2005年度は2名、2006年度は2名となり、状況は徐々に改善されている。

なお、法学学位授与の手續と基準の明確化を図るため「博士学位請求論文の受理および審査についての法学研究科内規」が作成され、2005年度よりこの内規に従って博士学位請求論文の受理と審査が行われることになった。2008年度には2名に課程博士の学位が授与された。

2008年度には博士学位取得のためのガイドラインが策定された。今後は、このガイドラインに基づき行なわれる。

・問題点 法学研究科では、博士論文の審査が厳格なため、学位取得者が少ない。しかし、博士論文の質は高いものとなっている。他方、学位請求の申請手続きや審査手続きが公開性の点で十分ではなかった。

・現状 修士については、主査のほか2名の副査が論文を厳密に審査し、審査結果を法学研究科委員会で報告し、授与を決定している。博士論文については、上記のとおり、新たに「受理および審査に関する内規」が作成された。この内規によれば、受理審査手続きを経て本審査に入り、学位授与請求者による公開報告を行い、そこでの吟味を経たうえで本審査が行われることになった。本審査では、主査と2名の副査が論文を審査し、法学研究科委員会で審査結果を報告する。この審査報告に基づき授与するか否かについては、法学研究科委員会での投票によって決定される。

・長所 法学研究科では厳格な審査が実施されている。2007年度の修士論文の審査に当たっては、本学法科大学院教授・情報コミュニケーション学部教授の協力を得た。

踏まえ、法学研究科をあげて改善に向けて取り組んでいる。課程博士については、2008年度に2名が取得した。今後、「学位授与促進のためのガイドライン」を確実に実施し、研究者養成型助手制度、副指導教員制度の有効活用について検討することが必要である。

また、論文博士についても「ガイドライン」を公表して授与の促進を図っている。

○ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性</li> <li>・ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状 法学研究科では、修士学位の取得は修士論文の合格により決定しており、修士論文に代替する課題研究による学位認定を実施していない。</li> <li>・ 問題点 カリキュラム上の特段の配慮の可否について検討されてこなかった。指導教員単独ではなく、副指導教員の補佐的役割も得て、適切な指導が行われている。</li> </ul>	<p>留学生個々の経歴、能力・資質に応じた法学研究科としての具体的対応を検討する。</p>
---	---	---

課程修了の認定に関する目標		
現在実施していないが、今後の検討課題としたい。		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
○ 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性	・ 現状 実施していない。	・ 問題点に対する改善方策

## 4 学生の受け入れ

### (1) 学部等における学生の受け入れ (略)

### (2) 大学院研究科における学生の受け入れ

学生受け入れに関する目標		
研究者養成を主要な目標とし、研究能力をもった優秀な学生を学内外から多数受入れるための制度設計が的確になされているかを点検・評価する。		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<b>(学生募集, 選抜方法)</b> ○ 大学院研究科の学生募集の方法, 入学者選抜方法の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状 博士前期課程については、学内選考入試と一般入試(年2回)という2種類の入試を実施している。学内選考では、学部成績優秀者にもみ受験資格を与え、専門科目の筆記試験と面接試験により合否判定を行っている。一般入試では、法学研究コースにつき、外国語と専門科目の筆記試験および面接試験により、また、法学専修コースにつき、外国語と小論文の筆記試験および面接試験により合否判定を行っている。一昨年度より、志願者を増加させるため、前期課程も後期課程も9月と2月に2回入試を実施している。また、後期課程について、法科大学院修了者の後期課程への受入れについて具体的な入試方法を作成し、2006年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学院への進学者を増やすために、法学部生に向けての宣伝を2007年度に2回行った。2008年度から大学院委員会主催の「大学院進学相談会」が学内外の学部生を対象に年2回実施されており、法学研究科も積極的に参加した。今後も多様な方法を検討していく。さらに、講演会や院生との交流会の実施などの広報活動を検討する。</li> </ul>

	<p>度入試から実施した。1名が受験したが不合格であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長所 志願者を確保するために多様な入試形態を採用している。</li> <li>・問題点 法科大学院の開設に伴い、志願者の確保のための方策が必要となっている。</li> </ul>	
<p><b>(学内推薦制度)</b> ○ 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 学内選考入試を行い、成績優秀者に受験資格を与え、筆記試験と面接試験の結果により可否を判定している。2007年度(2008年度入試)では、14名へと志願者が増加した。</li> <li>・長所 学内の勉学意欲に満ちた成績優秀者が、卒業後の進路を早期に確保でき、加えて、大学院入学にむけて基礎学力および経済上の準備を行う余裕を得ることができる。</li> <li>・問題点 学内の成績優秀者に対して、大学院における勉学の魅力をPRする機会をさらに増やしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2007年度から、志願者を増やすための広報活動を積極的に行っており、効果が出てきているが、講演会や院生との交流会の実施など更なる工夫を行う。</li> </ul>
<p><b>(門戸開放)</b> ○ 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 他大学・大学院の学生に対しても、一般入試に関しては、門戸を広く開放し一般選抜入学試験を実施しており、大学院生募集要項に規定している出願資格を有している者であれば、出願・受験が可能である。一般選抜入学試験実施にあたっては、各研究科が定めた内規により厳正に学力審査等を行っており、本学出身者を優遇している状況は無い。</li> <li>・長所 他大学・大学院の受験生を平等に扱っている。</li> <li>・問題点 他大学・大学院に対する更なる広報活動が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他大学・大学院の学生に対する広報活動につき工夫をする。</li> </ul>
<p><b>(飛び入学)</b> ○ 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 「飛び入学」は実施していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点に対する改善方策</li> </ul>
<p><b>(社会人の受け入れ)</b> ○ 研究科における社会人学生の受け入れ状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 2003年度より昼夜開講制の法学専修コースを開設し、社会人の積極的な受け入れを目指したが、志願者は少ない。また、2003年度に、「税理士特設講座」、2004年度に「行政書士講座」を開設したが、2007年度には諸事情により廃止した。</li> <li>・長所 社会人の多様な要請に答えている。</li> <li>・問題点 法科大学院の開設に伴い、教員の負担が増加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法学専修コースは、土曜日・平日午後を中心に開講しており、教員の負担が増えたため、コース自体の見直し、あるいは時間割の工夫を行う。</li> </ul>
<p><b>(科目等履修生、研</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 科目等履修生および聴講生については、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆるオーバーマスターの</li> </ul>

<p><b>研究生等)</b>  ・ 研究科における科目等履修生, 研究生, 聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性</p>	<p>正規課程の学生の教育研究に支障のないこと、および担当教員の許可を条件として受け入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長所 正規学生にとっても勉学意欲をもった外部生の参加は刺激になる。</li> <li>・問題点 正規学生の履修者がいない場合には開講されない。</li> </ul>	<p>指導体制との連携を図る必要がある。</p>
<p><b>(外国人留学生の受け入れ)</b>  ・ 研究科における外国人留学生の受け入れ状況  ・ 留学生の本国地での大学教育, 大学院教育の内容・質の認定の上に立った, 大学院における学生受け入れ・単位認定の適切性</p>	<p>・現状 博士前期課程については、2007 年度入試において 5 名, 2008 年度入試において 4 名、2009 年度入試において 2 名、博士後期課程については、2006 年度入試において 1 名の留学生を受け入れた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長所 院生相互の交流により、知的刺激を受ける機会が広がっている。</li> <li>・問題点 講義内容を理解することが困難な学生も見出される。</li> </ul>	<p>・留学生のみを対象とした講義課目の設置について検討する必要がある。</p>
<p><b>(定員管理)</b>  ○ 研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性  ○ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性</p>	<p>・現状 博士前期課程の入学定員は 50 名(公法学専攻 25 名、民事法学専攻 25 名)、博士後期課程の入学定員は 12 名(公法学専攻 6 名、民事法学専攻 6 名)この数年は、入学定員を満たすことができていない。</p> <p>2004 年度博士前期課程 30 名博士後期課程 4 名、(志願者博士前期課程 47 名、志願者博士後期課程 11 名)</p> <p>2005 年度博士前期課程 42 名博士後期課程 4 名、(志願者博士前期課程 93 名、志願者博士後期課程 14 名)</p> <p>2006 年度博士前期課程 34 名博士後期課程 7 名、(志願者博士前期課程 76 名、志願者博士後期課程 15 名)</p> <p>2007 年度博士前期課程 35 名、博士後期課程 10 名(志願者博士前期課程 79 名、志願者博士後期課程 18 名)</p> <p>と在籍学生の比率は低かったが、2005 年度(2006 年度入試)から一般入試を 2 回実施することによって多少改善された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点 法科大学院の開設に伴い、法学研究科への志願者が減少する傾向にあり、これに対する対応策が要請されている。</li> </ul>	<p>・入試方法の改善、広報活動を積極的に行う必要がある。</p>

## 5 学生生活

### 学生支援に関する目標

学生生活に対する配慮が十分であるかについて点検・評価し、不十分であれば改善策を提示する。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p><b>(学生への経済的支援)</b> ○ 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性</p> <p>・ 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性</p>	<p>・現状 日本学生支援機構奨学金に加えて、明治大学独自の貸費奨学金とともに給費奨学金(研究奨励奨学金)の制度が設けられている。</p> <p>さらに、2004年度から校友会の支援による奨学金制度も創設された。これらは、学生部より奨学金冊子、掲示板、HP等により大学院生に周知されている。その他研究養成型助手の制度や、RA・TA制度がある。</p> <p>・長所 学生への経済的支援体制は積極的に整備されてきている。</p> <p>・問題点</p>	<p>・問題点に対する改善方策</p>
<p><b>(学生の研究活動への支援)</b></p> <p>・ 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性</p> <p>・ 学生に対し、各種論文集およびその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性</p>	<p>・現状 大型研究プロジェクトへは、博士後期課程の大学院学生がRAとして参加している。研究活動の助成としてはコピーカードの配付、学会発表の助成等がある。</p> <p>研究成果を発表する機関誌として、各研究科別に研究論集を発行している。</p> <p>また、社会科学研究所では毎年1回、大学院博士後期課程に在学し、社会科学の研究を行っている学生に対して、「社会科学研究所紀要」掲載の論文を募集している。</p> <p>また、大学院紀要(法学研究科論集)の定期発行に加えて、2005年度から、法学部専任教員の研究論文集である法律論叢への投稿資格が院生にも拡大された。</p> <p>・問題点 院生の投稿数が少ない。</p>	<p>・院生に紀要への積極的な投稿を促すような指導体制を確立する。</p>

**学生相談に関する目標**

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p><b>(生活相談等)</b> ○ 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性</p> <p>○ ハラスメント防止のための措置の適切性</p>	<p>・現状 毎年4月に、定期健康診断を実施している。学内には診療所を設置し、健康状態の優れた学生に対応している。また学生健康保険組合制度を設置しており、協定医療機関で受診できる体制を整えている。</p> <p>・現状 ハラスメント予防については、大学全体で、2005年度に、セクシュアル・ハラスメントを対象としていた制度を拡充して、広くキャンパス内でのあらゆる種類のハラスメントの予防と救済のための制度改編を行った。</p>	<p>・問題点に対する改善方策</p>



	・長所 学生に対する生活相談等の体制は整っている。	
・生活相談担当部署の活動の有効性 ・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況 ・不登校の学生への対応状況	・現状 学生の心理上のケアについては、学生相談室にて対応している。学内のハラスメント問題へ適切かつ迅速に対応するため、2007年3月にキャンパス・ハラスメント対策室を設置した。  ・長所 学内に診療所があり、心のケアは学生相談室でのカウンセラーやインテイクなどによって行われている。 ・問題点 近年大学院生が相談室に相談する者が多くなった。	
・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用状況	・現状 ・長所 ・問題点	

### 就職指導・キャリア形成支援に関する目標

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
(就職指導) ○ 学生の進路選択に関わる指導の適切性 ○ 就職担当部署の活動の有効性	・現状 2005年度には、就職部を改組して、キャリア支援センター(現:就職・キャリア形成支援事務室)が設立された。大学院全体としては、特に進路指導を行ってはいない。博士前期課程の大学院学生に関しては、就職・キャリア形成支援事務室を中心とする対応が行われている。博士後期課程の大学院学生については、指導教員が個別に対応しているケースが多い。大学院事務室においては、教員公募情報の掲示をおこなっている。  ・長所  ・問題点 博士前期課程院生については就職部などでの支援が行われているが、後期課程院生についての支援制度は不十分であり、大学院学生の進路を確保することは、研究・教育職そのものの募集人数が少ないため、困難になっている。	●院生の就職支援を目的として、2009年度も、大学院OBと院生との懇談会を実施する。  ・校友を基盤に据えた全国規模での研究者就職支援を制度化する。  ・指導教員の個人的支援を統合して、校友を基盤に据えた全国規模での研究者就職支援を制度化する。
・学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性	・現状 就職・キャリア形成支援事務室によって、実施されている。今後は、就職・キャリア形成支援事務室と連携を密にし、大学院生の就職相談、ガイダンス等への積極的な参加を促進するべきと思われる。  ・長所  ・問題点	
・就職統計データの整備と活用状況	・現状 大学院修了生の進路状況については、学位記受領記の記入データを就職・キャリア形成支援事務室が収集し、統計データを作成している。進路は多岐にわたっているが、博士前期課程の主な進路として民間企業、公務員、教員等が挙げられる。例年、博士前期課程の修了生のうち、博士後	

	<p>期課程へ進学する者もいる。  博士後期課程修了者の主な進路としては、任期付きの研究職や民間企業の高度な専門職などが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	
--	--	--

### 課外活動支援に関する目標

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<b>(課外活動)</b> ○ 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 大学院として特に対応をとっておらず、学生部にて対応している。</li> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	
・ 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 国家試験資格取得のため、国家試験指導センターが設置されており、その中に法制研究所、経理研究所、行政研究所がある。  また、リバティ・アカデミーにおいても資格取得のための講座が開設されている。</li> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	
・ 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 大学院では、「院生協議会」という大学院生の組織があり、その代表と大学院執行部とが、年に数回、教育・研究・施設面での要望をヒアリングする機会を設けている。  昨年度11月に研究科執行部が「院生協議会」からヒアリングを行った。その際に、院生協議会が主体となり法学研究科に対するアンケートを実施した。</li> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	

## 6 研究環境

### 研究活動に関する目標

研究活動およびその支援体制等についての現状を把握し、研究活動をより活性化するための施策を構築することを目標とする。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
---------	--------	-------------

<p><b>(研究活動)</b> ○ 論文等研究成果の発表状況</p>	<p>・現状 教員には「法律論叢」、「MEIJI LAW JOURNAL」、および「社会科学研究所紀要」への投稿の機会が確保されており、実質的にも研究成果発表の機会として十分機能している。また、各教員は、自己の努力によって、学外においても多方面で研究成果を発表している。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学部作成の項を参照のこと。</p> <p>・問題点 学内の論叢・紀要等の発刊日が計画日程より遅延する傾向があり、時宜を失する場合もあった。</p>	<p>・論叢・紀要等の編集担当者による厳格な日程管理を徹底させることにより、改善を図る。</p>
<p>・国内外の学会での活動状況 ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況 ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況</p>	<p>・現状 特定課題プロジェクトの一つである「法と社会科学プロジェクト」は、村山眞雄教授を中心に「法化社会における紛争処理と民事司法」をテーマに、民事法の広範な領域における大規模な全国調査を実施するとともに、その成果を公表するなど活発な研究活動を実施した。また、他の特定課題プロジェクトも順次立ち上げられ研究活動を実施している。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点</p>	
<p><b>(研究における国際連携)</b> ・国際的な共同研究への参加状況 ・海外研究拠点の設置状況</p>	<p>・現状 研究者が個人ベースで国際的な共同研究等を実施しているが、法学研究科としての国際的連携活動は計画されなかった。</p> <p>・問題点 国際的な連携活動へ向けた計画が不十分である。</p> <p>・現状 複数の研究者が個人ベースで国際連携活動を実施している。</p> <p>・問題点 法学研究科としての国際連携活動は当該年度においては計画されなかった。</p>	<p>・法学研究科のみならず大学院全体で国際連携へ向けた施策を考える。</p>
<p><b>(教育研究組織単位間の研究上の連携)</b> ○ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係 ・大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置か</p>	<p>・現状 2004年度に法学研究科内に特定課題研究所が創設され、2006年度より特定課題プロジェクトへと名称変更され、現在7つのプロジェクトが設置され、学内外の研究者との共同研究を活発に行っている。</p> <p>・長所 法学研究科として、プロジェクト研究を支援することになる。</p>	<p>・特定課題プロジェクトの活動を支援するための人的条件としてRAが採用されているが、今後、さらに諸条件を充実させる。</p>

<p>れる大学・大学院との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点 特定課題プロジェクトの活動を支援するための条件が不十分である。</li> </ul>	
<p><b>(経常的な研究条件の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人研究費、研究旅費の額の適切性</li> <li>○ 教員個室等の教員研究室の整備状況</li> <li>○ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性</li> <li>○ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 個人研究費として、特定個人研究費と社研個人研究費が支給されている。</li> <li>・問題点 支給額が必ずしも十分ではない。</li> <li>・現状 教員研究室として個室が提供されている。</li> <li>・問題点 書架の設置などにつき制限があり、利用上重大な問題がある。</li> <li>・現状 教員の研究時間を確保させる方策は不十分である。</li> <li>・問題点 法学部・法学研究科・法科大学院を兼務せざるを得ないことから、研究時間の確保が著しく困難となっている。また、学内諸業務の多さも、研究時間の確保を困難にしている。</li> <li>・現状 各教員の完全な裁量に任されており、研修機会等の方策はとられていない。</li> <li>・問題点 研修機会等のための制度が用意されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人研究費の増額を年度計画書に基づいて段階的に改善する。</li> <li>・書籍収納について年度計画書に基づいて改善する。</li> <li>・年度計画書に基づき改善していく。</li> <li>・各教員のニーズに応じて、研修休暇制度や研修のための経費援助を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 社会科学研究所には、共同研究・総合研究制度があり、また大学院には、大学院研究科共同研究の制度がある。</li> <li>・現状 毎年、特定の研究課題に関して、研究科担当教員が他研究科、あるいは、学部の教員、学外研究機関等に所属する研究者と共同で行う研究として、「大学院研究科共同研究」を募集している。</li> <li>・問題点 社研の諸制度は、件数制限があり、十分とはいえない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科研費等の申請に対する積極的な支援制度を緊急に整備する。</li> </ul>
<p><b>(競争的な研究環境創出のための措置)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況</li> <li>・ 基盤的研究資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 研究助成金の申請については、一部の教員は積極的であり採択されているが、全体的に申請率が低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的研究資金の獲得へ向けた教員各自の意識改革とともに、事務処理体制の改善を検討する。</li> <li>・教員各自の意識改革とともに、事務処理に関わる支援体</li> </ul>

と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">学部作成の項を参照のこと。</p> <p>・問題点 科研費等の外部助成金申請にかかる事務処理を支援する体制が不備であり、申請者に過大な努力を強いる状況にある。</p>	制を構築する。
<p><b>(研究上の成果の公表, 発信・受信等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性</li> <li>国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況</li> </ul>	<p>・現状 社会科学研究所叢書の出版助成制度がある。</p> <p>・問題点 上記の出版助成制度は採択の枠が少なく、十分なものではない。</p>	・出版助成枠の拡大充足を図る。
<p><b>(倫理面からの研究条件の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性</li> <li>研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性</li> </ul>	<p>・現状 法学研究科では倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為はないため、これらを規制する学内システムは存在しない</p>	

## 7 社会貢献

社会貢献に関する目標		
<p>教員の負担などの現状を踏まえたうえで、組織として社会貢献に十分に取り組んでいるかについて点検・評価し、問題点があれば改善する。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p><b>(社会への貢献)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度</li> <li>○ 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況</li> <li>○ 教育研究の成果の社会への還元状況</li> </ul>	<p>・現状 大学院としては、公開講座は実施していない。</p> <p>・問題点 2003年度より実施していたパラリーガルの再教育を目的とした特設講座は、受講生が減少していることに加え、職員の負担が過剰となっており、現在休止している。</p>	<p>・研究科として社会貢献へ向けた方策について、調査・検討する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況</li> </ul>	<p>・現状</p> <p>・長所</p> <p>・問題点</p>	

<p>○ 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性</p>	<p>・現状 大学院としての利用スペースは、外部へ開放していない。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点</p>	
<p><b>(企業等との連携)</b></p> <p>・企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性</p> <p>・寄附講座、寄附研究部門の開設状況</p> <p>・大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策</p> <p>・企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況</p>	<p>・現状 大学院では大学院全体の共通科目として研究科間共通科目を設置し、学際系科目群には、独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、複数の研究科に複合的横断的に関わる科目を設置している。また国際系科目群には、日仏学術交流の促進を目的としたフランス大使館寄附講座「クロードル講座」が設置されており、いずれもオムニバス形式で講義を実施している。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点</p>	<p>・教員の負担などの現状を踏まえ、企業等との連携についての計画を策定する。</p>

## 8 教員組織

### (1) 学部等の教員組織 (略)

### (2) 大学院研究科の教員組織

教員組織に関する目標		
<p>教員が研究および研究指導に専念できる教員組織であるかについて点検・評価し、問題点があれば改善する。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p><b>(教員組織)</b></p> <p>○研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該研究科の教員組織の適切性、妥当性</p> <p>○研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況</p>	<p>・現状 本学では学部中心の組織編制であるため、法学研究科独自の改革にはおのずと限界がある。また、法科大学院の設立に伴い、法学部・法学研究科の相当数の専任教員が法科大学院に移籍したため、教員の補充が必要となっている。さらに、専任教員の授業負担は一層過重となっている。2002年度より内規が改正され、准教授も授業を担当することができるようになったが、教員補充の対策としては十分でない。</p> <p>・問題点 大学院研究科に与えられた権限が不十分である。</p>	<p>・法学研究科のカリキュラムの充実を図るうえで、多様な科目の配置が不可欠であり、そのための兼任講師の採用が必要である。その際、教育研究活動の効果を高めるためには、担当科目の継続的な運営が必要とされ、従来の単年度の兼任講師の採用のみでなく、契約期間の定めのある「客員教授」の採用も望まれる。</p>

<p><b>(教育研究支援職員)</b> ○研究科における研究支援職員の充実度</p> <p>○研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性</p> <p>・研究科におけるTA,RAの制度化の状況とその活用の適切性</p>	<p>・現状 RA制度が実施された。2004年度から、法学研究科でもRAが5名採用された。2007年度は7名採用されている。</p> <p>・問題点 後期課程の学生数が少ない。</p> <p>・現状 2004年度より特定課題研究所(現行の特定課題研究プロジェクト)が設立され、研究者とRAとの連携・協力が図られている。現在、7つのプロジェクトが設置されている。</p> <p>・問題点 教員研究室が狭いため、共同研究を進めるためのスペースが不足していること。</p> <p>・現状 特定課題プロジェクトにおける共同研究を通して、研究支援職員の育成を図っている。</p> <p>・問題点 特定課題プロジェクトの数が少ない。</p> <p>・現状 特定課題プロジェクトには、1～2名のRAが研究を補助する体制が整っている。</p> <p>・問題点 特定課題プロジェクトの研究課題とRAの専攻分野とが必ずしも対応していない。</p>	<p>・後期課程の学生数を増加させ、RAの人数を増やす。</p> <p>・施設面でのプロジェクトの充実、大学全体の課題であり、法学研究科としても実現に向けて努力する。</p> <p>・研究プロジェクト設置の勧誘を強化する。</p> <p>・RA数の増加を図る。</p>
<p><b>(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)</b> ○大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性</p> <p>・任期制等を含む、研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況</p>	<p>・現状 人事権はすべて学部属しているため、大学院では独自にこの問題にかかわることができない。</p> <p>・問題点 研究科には専任教員についての人事権が与えられていない。</p> <p>・現状 「連携大学院」および併任教員は、存在しない。</p>	<p>・大学院研究科にも助手を含めて、専任教員や兼任教員の人事権を与える。</p>
<p><b>(教育・研究活動の評価)</b> ○院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性</p> <p>・研究科の教員の研究活動の活性化</p>	<p>・現状 教育活動については、昨年始めて学生に対して授業評価アンケートが実施された。研究活動の評価については実施されていない。</p> <p>・問題点 一昨年実施したアンケートは、大人数を基本とした学部と同一内容であるため、十分なものとは言いがたい。</p> <p>・現状 各年度毎の研究活動の調査は、大学全体で行われているが、法学研究科独自では行われ</p>	<p>・カリキュラム等検討委員会において少人数を基本とする大学院向けのアンケート項目を検討する。</p> <p>・教員の研究活動の活性化</p>

<p>いを評価する方法の確立状況</p>	<p>ておらず、その活性度合いの評価も行われていない。また、教員の自己申告に基づいた教育と研究に対する評価についても未施行である。</p> <p>・問題点 研究活動の評価制度が確立していない。</p>	<p>い、および教育と研究に対する評価方法について検討する。</p>
<p>(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係) ○ 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性</p>	<p>・現状 法学研究科の教員は法学部教員および社会科学研究所の所員でもあるため、学部との人的交流は緊密である。さらに、首都大学院コンソーシアム学術交流に基づく、協定聴講生および協定研究生の受入れおよび派遣が制度的に可能となっている。</p> <p>・問題点 コンソーシアムの活用が不十分である。</p>	<p>・首都大学院コンソーシアムを活用するため、関係する他大学との連携を強化すべき措置を全学的視点から講ずる。</p>

## 9 事務組織

事務組織に関する目標		
<p>学内における大学院の地位の向上を実現し、そして大学院重点化政策に対応し、学術・研究の向上、研究者養成機能強化のための、教育・研究活動支援、および学生サービスの充実した事務組織の構築を目的としている。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p>(事務組織の構成) ○ 事務組織の構成と人員配置</p>	<p>・現状 駿河台に設置されている研究科では、大学院専門部局があり、各研究科に主担当者・副担当者各1名の計2名を配置している。また大学院共通業務を担当する者として、教務担当者4名、庶務2名を配置している。理工学研究科、農学研究科(生田校舎)においては、学部事務室が業務にあたっており、大学院担当者を配置している。教養デザイン研究科では計2名を配置している。 研究科事務担当者が1名という状況である。担当職員は、多様化する入試業務、学籍・成績管理業務、教室・時間割運営に関わる業務、教員の人事等に関わる研究科委員会運営業務、学位請求・論集編集に関わる業務などに忙殺されているのが現状である。</p> <p>・問題点 事務職員1名という状況で、企画・立案機能の適切性を期待することは困難である。</p>	<p>・学内での大学院の地位向上と研究科担当職員の増員が不可欠である。研究科担当職員を2名以上とすることが当面の改善策といえる。</p>
<p>(事務組織と教学組織との関係) ○ 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況 ○ 大学運営におけ</p>	<p>・現状 大学院各研究科の共通業務を担当する者と、庶務業務を担当する者を配置し、大学院長スタッフ会の事務局として、大学院委員会等、各種委員会運営をサポートしている。その体制については十分である。しかし、新規の事業があるので、それらについては必ずしも十分であるとはいえない。</p>	<p>・事務スタッフの増員を要求し、事務処理能力の改善を図る。</p>



<p>る、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性</p>	<p>・長所</p> <p>・問題点 事務方の人員が不足して、事務処理能力が不足している。</p>	
<p><b>(事務組織の役割)</b></p> <p>○ 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性</p> <p>○ 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性</p> <p>○ 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況</p> <p>○ 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況</p>	<p>・現状 大学院の事務局として、各研究科に担当事務職員を配置し、執行部会や研究科内各種委員会に事務局として参加し、政策の企画・立案のサポートを行っている。その体制については十分である。しかし、新規の事業があるので、それらについては必ずしも十分であるとはいえない。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点 事務方の人員が不足して、事務処理能力が不足している。</p>	<p>・事務スタッフの増員を要求し、事務処理能力の改善を図る。</p>
<p><b>(大学院の事務組織)</b></p> <p>○ 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性</p> <p>・ 大学院の教育研究を支える独立の事務体制の整備状況</p>	<p>・現状 大学院の事務局として、各研究科に担当事務職員を配置し、執行部会や研究科内各種委員会に事務局として参加し、政策の企画・立案のサポートを行っている。また、大学院各研究科の共通業務を担当する者と、庶務業務を担当する者を配置し、大学院長スタッフ会の事務局として、大学委員会等、各種委員会運営をサポートしている。その体制については十分である。しかし、新規の事業があるので、それらについては必ずしも十分であるとはいえない。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点 事務方の人員が不足して、事務処理能力が不足している。</p>	<p>・事務スタッフの増員を要求し、教育研究体制の改善を図る。</p>
<p><b>(スタッフ・ディベロップメント(SD))</b></p> <p>○ 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性</p> <p>・ 事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性</p>	<p>・現状 年に1回、職場研修会を実施し、業務に必要な知識の共通理解に努めている。また、希望者は外部団体の主催する第二種研修に参加している。このことについては十分であると思われる。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点 しかし、日常業務に忙殺され業務に関連する専門知識の修得が不十分であるといえる。</p>	<p>・事務スタッフの増員を要求し、事務処理能力の改善を図る。</p>

## 10 施設・設備等

### 施設・設備に関する目標

教育・研究のために適切な施設・設備等が確保されているかにつき点検・評価し、問題があれば年度計画書に基づいて改善を図る。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<b>(施設・設備等の整備)</b> ○研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 ○教育の用に供する情報処理機器などの配備状況 ・記念施設・保存建物の管理・活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 リバティタワーの19階から22階が大学院専用スペースとなっており、また設備も充実している。</li> <li>・長所 院生専用フロアーが確保され、研究活動の拠点として機能している。また、各教室からインターネットの接続が可能となっていて、教育活動の支援体制が整備されている。</li> <li>・問題点 教室の使用が特定の時限帯に集中しているため、効率的な利用が必ずしもなされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時限、2時限及び5時限を活用することにより、教室を確保するようにする</li> </ul>
<b>(先端的な設備・装置)</b> ・先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性 ・先端的教育の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 法学研究科内に特定課題プロジェクトが設置され、先端的な研究の基盤となっている。</li> <li>・問題点 外部資金の導入の取扱いなどに関する学内制度がいまだ整備されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定課題プロジェクトを学内に適正に位置づけるための制度整備が早急になされるべきである。</li> </ul>
<b>(独立研究科の施設・設備等)</b> ・独立研究科における、当該研究所専用の施設等の設備の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 法学研究科では独立研究科における、当該研究科専用の施設等は存在しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点に対する改善方策</li> </ul>
<b>(夜間大学院などの施設・設備等)</b> ・夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 法学専修コースの院生の教育・研究を支援するための夜間の担当職員も配置されている。</li> <li>・長所 適切な要因配置がなされていると評価している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点に対する改善方策</li> </ul>
<b>(本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等)</b> ・本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 極めて立地条件に恵まれた本校以外に拠点を持つ必要性は認識されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点に対する改善方策</li> </ul>

<p><b>(キャンパス・アメニティ等)</b>  ○ キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況</p> <p>○ 「学生のための生活の場」の整備状況</p> <p>○ 大学周辺の「環境」への配慮の状況</p>	<p>・現状 リバティタワーは、障がい者対応が施された教育施設である。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点</p>	<p>・問題点に対する改善方策</p>
<p><b>(利用上の配慮)</b>  ○ 施設・設備面における障がい者への配慮の状況</p>	<p>・現状</p> <p>・長所</p> <p>・問題点</p>	<p>・問題点に対する改善方策</p>
<p><b>(組織・管理体制)</b>  ○ 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況</p> <p>○ 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況</p>	<p>・現状 法学研究科は、施設の管理運営権限も同責任も組織体制上付与されていない。</p>	<p>・問題点に対する改善方策</p>

## 11 図書および電子媒体等

図書及び電子媒体等に関する目標		
<p>教育・研究を実施するうえで必要不可欠な学術情報の処理・提供システムの体制が整っているかにつき点検・評価し、問題点があれば改善策を提案する。</p>		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p><b>(図書, 図書館の整備)</b>  ○ 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料, その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性</p> <p>○ 図書館の規模, 開館時間, 閲覧室の座席数, 情報検索設備や視聴覚機器の配備等, 利用</p>	<p>・現状 図書館の図書は、必ずしも十分とはいえないが、電子媒体の資料の収集、コンピュータ、ネットワークといった情報提供環境の整備・充実が進められている。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点</p>	<p>・年度計画書に基いて図書館の拡充を図る。</p>

環境の整備状況とその適切性		
<b>(情報インフラ)</b> ○ 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況 ○ 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性 資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター(例えば、保存図書館など)の整備状況や電子化の状況	・現状 山手線コンソーシアムにより、他大学・大学院との図書学術情報の相互利用制度が整備されている。 ・長所 積極的に活用されている。 ・問題点	・図書館における広報活動に加えて、利用の際の諸手続きの簡素化を図書館に求める。

## 12 管理運営

管理運営に関する目標		
大学院の管理運営の体制が整っているかにつき点検・評価し、問題点があれば改善策を提案する。		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<b>(研究科委員会)</b> ○ 研究科委員会の役割とその活動の適切性  ○ 研究科委員会と研究科委員長との間の連携協力関係および機能分担の適切性 ○ 研究科委員会と評議会、大学協議会(学部長会)などの全学的審議機関間の連携及び役割分担の適切性 ○ 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性	・現状 委員長のほか、大学院委員1名と専攻主任(公法学専攻主任、民事法学専攻主任)2名の4名が研究科の執行部を構成している。教学上の意思決定機関は法学研究科委員会であり、2008年度は8回の通常委員会のほか、1回の臨時委員会を開催した。 ・問題点 入試回数増加や大学全体の機構再編などを主たる要因として、研究科における業務が年々増加してきて、執行部および事務職員の業務量が過重となっている。  ・現状 専任教員人事や研究者養成型助手採用人事、および学部学生の大学院開講科目履修制度など、法学部との協議を行っている。また、法科大学院も加えて、三機関での協議も実施された。 ・問題点 開講科目の担当者の選定などの点について、継続的な協議のための制度化がなされていない。	・業務量の増加に対しては、重要課題ごとの諮問委員会などの活用も検討する。  ・学部、法科大学院とのより密接な連携が必要であり、常設の協議制度の創設を検討する。

○ 研究科委員会等と学部教授会間の相互関係の適切性		
(学部長, 研究科委員長, センター長等の権限と選任手続) ○ 選任手続の適切性, 妥当性  ○ 権限の内容とその行使の適切性  ○ 補佐体制の構成と活動の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 法学研究科委員長候補者は、法学研究科委員会における選挙・推薦などによって選出されている。</li> <li>・長所 適切に実施されている。</li> <li>・現状 研究科内の教務関係事項については研究科委員長の権限が行使されている。</li> <li>・問題点 組織上、研究科は学部の統轄下に置かれていることから、人事案件・予算など独自に効果的な措置を講じられない場合も多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学全体で組織上の見直しを再検討する。</li> </ul>
(意思決定) ○ 意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 法学研究科委員会が適時開催されており、十分な審議が行われている。</li> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点に対する改善方策</li> </ul>
(管理運営への学外有識者の関与) ・ 管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状</li> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	
(法令遵守等) ○ 関連法令等および学内規定の遵守  ○ 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度, 審査体制の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状 学則等の学内規定が整備されている。</li> <li>・現状 個人情報保護に関わる施策が大学全体で講じられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点に対する改善方策</li> </ul>

### 13 財務 (略)

### 14 自己点検・評価

自己点検・評価に関する目標		
現状を誰が見てもわかるように正確に記述し、適切な評価をすることによって、諸制度についての将来の改善方針を樹立することを目標とする。		
点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策

<p><b>(自己点検・評価)</b> ○ 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性</p> <p>○ 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性</p>	<p>・現状 毎年、大学当局の方針や報告書の記述方法が変わり、一貫性がないため、各年度の比較が著しく困難になっており、単に作成義務を履行するための業務となっているのが現状である。</p> <p>・問題点 現状のところ上述したとおり、大学当局に一貫性がなく、有効活用についての熟慮が欠けている。</p> <p>・現状 カリキュラム等検討委員会が設置され、適宜、制度上の問題点の検討改善に向けた方策を検討している。なお、FD問題もこの委員会で取り扱うこととし、委員会名称をカリキュラム・FD等委員会へと名称変更した。</p> <p>・問題点 研究科内部では解決されない問題が多々ある。</p>	<p>・報告書の基本方針、作成方法等につき、熟慮の上、例えば、5年間は一定のものを継続するといった決定が必要である。</p> <p>・大学院委員会を活用して大学院全体で問題解決を図る。</p>
<p><b>(自己点検・評価に対する学外者による検証)</b> ○ 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性</li> <li>・外部評価結果の活用状況</li> </ul>	<p>・現状 2007年度は大学基準協会による認証評価を受け、適合の認定を受けた。</p>	<p>・学外者も含めた検証へ向けた整備が必要である。</p>
<p><b>(大学に対する社会的評価等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究科の社会的評価の活用状況</li> <li>・自大学の特色や「活力」の検証状況</li> </ul>	<p>・現状 社会的評価について、研究科内ではあまり議論されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	<p>・問題点に対する改善方策</p>
<p><b>(大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)</b> ○ 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応</p>	<p>・現状 自己・点検評価全学委員会を対外的な窓口として、学部等自己点検・評価委員会で対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長所</li> <li>・問題点</li> </ul>	<p>・問題点に対する改善方策</p>

## 15 情報公開・説明責任

### 情報公開・説明責任に関する目標

大学・大学院の現状につき、誰がみても理解しうるような仕方で情報を発信し、説明することを通じて、学内外からの指摘に柔軟に対処し得る諸制度の構築を目標とする。

点検・評価項目	現状(評価)	問題点に対する改善方策
<p><b>(財政公開)</b> ○ 財政公開の状況とその内容・方法の適切性</p>	<p>・現状 大学の財政状況の公開については、財務部により行われており大学全体の財務状況については、毎年度広報に予算及び決算の状況が説明されている。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点 学部単位での財政状況は公開されていない</p>	<p>・学部別の収支等を公開していくことも検討すべきである。</p>
<p><b>(情報公開請求への対応)</b> ○ 情報公開請求への状況対応とその適切性</p>	<p>・現状 「学校法人明治大学個人情報保護方針」や「個人情報の保護に関する規程」に基づき適正に対応し個人情報保護との関連に配慮した上で、慎重に対応している。取扱いについては大学のホームページ上で公開されている。</p> <p>・長所</p> <p>・問題点</p>	
<p><b>(点検・評価結果の発信)</b> ○ 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性</p> <p>○ 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性</p>	<p>・現状 自己点検・評価報告書及び外部評価結果については、ホームページ上で公開している。</p> <p>・問題点 自己点検・評価結果が有効活用されるような体制が必要である。</p>	<p>・受信者の視点を考慮した情報の発信に心がける必要がある。</p>